

三重県環境保全事業団一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要綱は、三重県環境保全事業団（以下「事業団」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事。）に係る入札のうち、契約事務取扱要領に定めるもののほか、一般競争入札の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 対象とする建設工事は、常務会において一般競争入札で契約事務を遂行することが妥当と認められた建設工事（以下「対象工事」という。）とする。

(入札案内)

第3条 対象工事の入札を実施しようとするときは、入札期日の前日から起算して建設業法施行令第6条第1項に規定する見積期間を確保した期日までに、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により案内等を行うものとする。

- (1) 入札を行う建設工事の概要
- (2) 入札参加者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札説明書等の配布の日時及び場所
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) その他必要な事項

(一般競争入札参加資格要件)

第4条 対象工事の一般競争入札参加資格要件は、次の各号とし、申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次の各号の全ての一般競争入札参加資格要件を満たす者でなければならない。

なお、共同企業体が参加する場合においては、共同企業体の構成員全員が次の各号の全ての一般競争入札参加資格要件を満たす者でなければならない。

- (1) 対象工事の種類に対応した建設業法別表第一下欄の建設業について、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であること。
- (2) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ有効期限内であること。
- (3) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿（建設業者）に対象工事の種類に対応した業種で登録されている者であること。
- (4) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による、資格（指名）停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされていないこと、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく

再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (7) 対象工事の設計業務の受託者との資本面及び人事面における関係について、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 資本面においては受託者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有又はその出資の総額の50%を超える出資をしていないこと。

イ 人事面においては建設業者の代表権を有する役員が、受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

- (8) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務、及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務のない者を除く)。

- 2 対象工事を担当する業務執行理事(以下「工事担当理事」という。)は、前項に規定するもののほか、対象工事ごとに次に掲げる一般競争入札参加資格要件を定めることができるものとする。

- (1) 対象工事と同種の工事の施工実績があること。

なお、対象工事と同種の工事の施工実績とは、共同企業体の構成員(出資比率が20%以上の場合のものに限る。)としての対象工事と同種の工事の施工実績(以下「同種工事の施工実績」という。)とする(共同企業体に参加する場合には、共同企業体の構成員に同種工事の施工実績があること。)

- (2) 対象工事に配置を予定する主任技術者又は監理技術者(以下「主任技術者等」という。)の資格や同種工事の施工実績等があること。

- (3) 前2号に定めるもののほか、対象工事に必要な一般競争入札参加資格要件。

- 3 工事担当理事は、前項の一般競争入札参加資格要件を定めようとするときは、あらかじめ一般競争入札審査会に諮るものとする。

(一般競争入札参加資格事前確認申請)

第5条 対象工事の入札に参加しようとする者は、第3条に基づく入札案内に定めるところにより、競争参加資格の確認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する一般競争入札参加資格の確認を受けようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)を事業団に提出するものとする。ただし、入札案内の定めるところにより、別途提出書類が指定された場合は、当該書類を添付するものとする。

(一般競争入札参加資格事前審査)

第6条 工事担当理事は、前条第2項の申請書が提出されたときは、一般競争入札参加資格事前審査を行い、原則として申請書提出期限の翌日から起算して5日以内(就業規程第8条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)に、申請者に対し一般競争入札参加資格事前確認通知書(様式2)により通知するものとする。

- 2 工事担当理事は、前項の規定により一般競争入札参加資格がないと認められた者に対しては、一般競争入札参加資格事前確認通知書にその理由を記載するものとする。

- 3 第1項による通知を行うにあたっては、工事内容や審査の内容に応じ、必要なときは一

般競争入札審査会に諮るものとする。

(入札の執行)

第7条 前条の一般競争入札参加資格事前確認通知書を受け取り、一般競争入札参加資格が確認された者は、入札案内において入札時に提出を指定された工事費内訳書及び確認資料を添付し、入札を行うことができる。なお、入札執行職員は入札の執行に当たり、前条に規定する通知書の提示及び工事費内訳書等の提出を求めるものとする。

2 入札の執行回数は、1回とする。

3 第1項における工事費内訳書等については、開札後、次条により審査を行うものとする。

(低入札調査)

第8条 工事担当理事は、前条による入札の結果、低入札価格調査が必要と認めるときは、別に定める「三重県環境保全事業団低入札価格調査実施要領」に基づき当該調査を行うものとする。

(一般競争入札参加資格事後審査)

第9条 開札後の一般競争入札参加資格の確認(以下「参加資格事後審査」という。)については、落札候補者についてのみ行うものとし、落札候補者の工事費内訳書の審査後、一般競争入札審査会に諮り、競争参加資格があると認められた場合は、落札候補者とする。

なお、落札候補者に競争参加資格が無いと認められる場合は、次順位者を落札候補者として競争参加資格の確認を行うものとする。また、同順位の落札候補者となりうる者が複数存在する場合は、くじ引きにより、落札候補者の順位を決定するものとし、くじ引きの結果、落札候補者となった者を一般競争入札審査会に諮り、競争参加資格がないと認められる場合は、同様に一般競争入札参加資格があると認められる落札候補者が決まるまで順位に沿って繰り返すものとする。そのうえで一般競争入札参加資格がないと認められたものの応札の無効と落札候補者の決定を行うものとする。

2 工事担当理事は、競争参加資格がないと認めた者に対しては、一般競争入札参加無資格確認通知書(様式3)によりその理由を通知するものとする。

(一般競争入札参加者の資格確認)

第10条 参加資格事後審査は、落札候補者が第4条の規定により付された全ての一般競争入札参加資格要件を満たしているかの確認を行うものとする。

2 一般競争入札審査会は、参加者から提出された確認資料の審査にあたり、必要と認めるときは、落札候補者に対し追加資料の提出又は再提出を求め、その内容の確認を行うことができるものとする。

(一般競争入札参加資格の取消し等)

第11条 第6条の規定により一般競争入札参加資格事前確認通知を受けた者が、落札決定日までに第4条に規定する一般競争入札参加資格要件を満たさなくなったときは、工事担当理事は一般競争入札審査会に諮るなどにより、一般競争入札参加資格を取り消すものとする。

る。

なお、取り消す場合は、一般競争入札参加資格取消し通知書（様式4）により通知するものとする。

- 2 一般競争入札参加資格事前確認の通知を受けた者から、参加資格喪失届等の提出があったときは、前項の規定は適用しないものとする。

（落札者の決定等）

第12条 理事長は、落札者を決定したときは、落札者及び他の入札者全員に落札者の決定について（様式5）により通知するものとする。

（入札説明書等の配付）

第13条 工事担当理事は、入札案内、仕様書、入札説明書等（以下「入札説明書等」という。）を作成し、三重県建設工事等入札参加資格者名簿（建設業者）登録されている者で希望する者に配付するものとする。

- 2 入札説明書等の閲覧及び配付については、その期間及び場所並びに配付方法を案内するものとする。

（質問書の提出及び回答書の閲覧等）

第14条 入札説明書等について質問があるときは、入札参加資格事前確認通知日の翌日から入札日前日の12日前（休日を除く。）まで、質問書の提出により、工事担当理事に対し質問をすることができるものとする。

- 2 前項の規定による質問の回答については、第6条第1項の入札参加資格者全員に電子メールで行うものとする。

（入札保証金及び契約保証金）

第15条 入札保証金及び契約保証金は次に掲げるとおりとし、案内するものとする。

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付

ただし、契約の相手方が保険会社との間に、事業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。

（入札の無効及び失格）

第16条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札案内に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 工事費内訳書の取扱、入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

- 2 対象工事の入札において、適正な入札の執行を妨げたときは、その者は失格とする。

（入札の延期等）

第17条 対象工事の入札の執行について天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は中止する。

2 前項の場合における費用は、入札参加者の負担とする。

(入札の辞退)

第18条 第6条の規定により一般競争入札参加資格事前確認を受けた者は、原則として入札参加を辞退することはできないものとする。ただし、入札書受付開始日時までは、やむを得ない理由がある場合に限り、その理由を添えた辞退届を提出することにより入札参加を辞退することができるものとする。

(入札情報の公表)

第19条 対象工事の入札情報については、落札者が決定されるまで公表できないものとする。

(一般競争入札審査会)

第20条 一般競争入札に必要な次の各号に掲げる事項を審査するため、別に定める一般競争入札審査会を置く。

- (1) 対象工事等の選考(総合評価方式を含む)に関する事
- (2) 入札形態(単体企業による入札、特定建設工事共同企業体による入札、単体企業と特定建設工事共同企業体との混合入札)に関する事
- (3) 一般競争入札参加資格に関する事
- (4) 低入札価格調査の審査に関する事
- (5) 落札者決定基準の設定及び落札候補者の決定に関する事
- (6) 談合情報への対応
- (7) その他入札参加者の選定等に必要な事項

(苦情申し立て)

第21条 一般競争入札参加資格事前確認申請を行った者であって、一般競争入札参加資格の確認その他の手続に不服のある者は、苦情申立を行うことができる。

2 工事担当理事は、苦情申立を、一般競争入札審査会に諮るものとする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札の執行に関し必要な事項は、一般競争入札審査会に諮って定める。

附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

様式 1

一 般 競 争 入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書

年 月 日

一般財団法人三重県環境保全事業団
理事長 様

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者名

実印

年 月 日付で入札案内がありました、 工事に係る一般競争入札に参加する資格の適合について確認申請します。

なお、提出しました一般競争入札参加資格確認申請書等の書類及び付随する資料の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

様式 2

年 月 日

様

一般財団法人三重県環境保全事業団
理事長

一 般 競 争 入 札 参 加 資 格 確 認 通 知 書

先に申請のあった一般競争入札参加資格について、次のとおり確認したので通知します。

入札案内日	年 月 日	
工 事 名		
工 事 場 所		
入札資格の有無	有	
	無	
	入札参加資格がないと認められた理由	

年 月 日

様

一般財団法人三重県環境保全事業団
理事長

一 般 競 争 入 札 参 加 無 資 格 確 認 通 知 書

一般競争入札参加資格事後審査において、一般競争入札参加資格が無いと認められましたので、下記のとおり通知します。

記

入札案内日	年 月 日
工 事 名	
工 事 場 所	
競争入札参加資格 が無い理由	

様式 4

一 般 競 争 入 札 参 加 資 格 取 消 し 通 知 書

年 月 日

様

一般財団法人三重県環境保全事業団
理事長

年 月 日付で確認を通知した
により取り消したので、通知します。

工事に係る一般競争入札参加資格を下記の理由

記

入札案内日	年 月 日
工 事 名	
工 事 場 所	
競争入札参加資格 を取り消した理由	

